

## 令和3年度における 宮城県教育委員会特定事業主行動計画の実施状況について

平成26年4月に次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）が改正されたことを受け、宮城県教育委員会では、第4期特定事業主行動計画（計画期間：令和2年度から令和6年度）を策定し、第1期、第2期及び第3期に引き続き教職員の子育て支援と仕事と家庭生活の両立（ワークライフバランス）の向上に取り組んでおります。

法第19条第5項において、毎年、前年度の実施状況等について公表を行うこととされており、令和3年度における取組状況については次のとおりとなっております。

### 1 数値目標及び達成状況について

#### 【育児休業取得率】

	数値目標	令和3年度	令和2年度	令和元年度
男性職員	13%	9.7%	5.6%	3.7%
女性職員	100%	100%	100%	100%

#### 【男性職員が取得できる育児に係る特別休暇の取得率】

	数値目標	令和3年度	令和2年度	令和元年度
配偶者出産補助休暇	100%	61.1%	58.3%	65.4%
育児参加休暇	80%	42.5%	35.2%	15.9%

※数値目標は、いずれも令和6年度末までの目標値。

### 2 取組状況について

男性職員が取得できる特別休暇（配偶者出産補助休暇、育児参加休暇等）について、教育庁で定期的に配布している「サービスだより」に掲載し、取得促進を図りました。

### 3 令和3年度の取得状況及び令和4年度以降の取組について

令和3年度における男性職員に係る育児休業等は、全体として、取得率の増加が見られました。育児休業については目標へ近づく取得率となっており、また、特別休暇についても、配偶者出産補助休暇、育児参加休暇ともに、前年度と比べて取得率が増加しております。

しかし、依然として、男性職員に係るいずれの休業等も数値目標を達成するには至っておりません。

令和4年度以降においては、取得事例を提示するチラシを配布する等、職員が、各制度の利用をイメージしやすい周知方法を検討しながら、更なる取得率向上を目指して取り組んでまいります。